

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 千葉育美会（以下、「法人」という）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、社会福祉法人千葉育美会定款（以下、「定款」という。）の定めにより選任された理事及び監事をいう。

- 2 この規程で評議員とは、定款の定めにより選任された評議員をいう。
- 3 報酬は、役員及び評議員の職務執行の対価として支給されるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事会に出席した理事及び監事に対して、別表1に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 評議員会に出席した評議員及び役員に対して、別表1に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。
- 3 支給方法は、出席の都度、現金にて支給する。

(役員の業務報酬等)

第4条 役員が定款に基づき、法人及び事業所（法人が経営する施設及び事業所を「事業所」という。）の業務を執行したときには、別表2に基づく報酬及び費用弁償を支給することができる。

- 2 支給の方法は、当該職員給与規程に準ずるものとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人及び事業所の業務のため、出張する場合は、別表3に基づく報酬及び当法人旅費規程により旅費を支給することができる。

- 2 旅費は、基本として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 本規程を改定する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

本規定は平成 19 年 9 月 1 日より施行する。

本規定は平成 28 年 6 月 1 日より施行する。

本規程は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償
理 事 会	日額 3,000円（千葉県内） 日額 5,000円（千葉県外）	公共交通機関実費額を支給する。
評 議 員 会	日額 3,000円（千葉県内） 日額 5,000円（千葉県外）	公共交通機関実費額を支給する。

別表 2

名 称	報 酬	費用弁償
理事長	月額 700,000円 までの範囲内	給与規程12条の通勤手当条項により支給する。
業務執行理事	月額 400,000円 までの範囲内	給与規程12条の通勤手当条項により支給する。
その他の理事及び監事	半日未満 5,000円 日 額 10,000円	公共交通機関実費額を支給する。

(別表 2 注釈)

- ※ 業務執行理事を定めた場合の報酬額は、実際の雇用条件及び職務内容から別表 2 の額内で、評議員会にて都度定める。
- ※ なお、その他の理事及び監事の報酬は月額100,000円を上限とし、これを超える場合は、超過する報酬は支給しない。

別表 3

報 酉	旅 費
日額 5,000円	「旅費規程」による。